

公立図書館職員の奮起を!

—指定管理者制度への対応の準備を進めよう—

薬袋秀樹

はじめに

日本図書館協会常務理事会から指定管理者制度に関する見解が出された¹⁾。前半では政府(主として文部科学省)への批判を述べ、後半では指定管理者制度について解明すべき点を挙げている。だが、それだけでよいのだろうか。

図書館長と職員への激励を

2003年6月、地方自治法が改正されて指定管理者制度が導入された。2004年7月、文部科学省は公立図書館への指定管理者制度の全面的な適用が法律の運用によって可能であることを明らかにした。好むと好まざるとにかかわらず、今後の図書館運営はこれを前提としなければならない。

図書館界では指定管理者制度に関する検討が遅れているため、指定管理者制度²⁾の解明が必要である。中央教育審議会生涯学習分科会は、2004年3月の「今後の生涯学習の振興方策について(審議経過の報告)」で、指定管理者制度について、「責任の所在の明確化や専門的な知識・技術の蓄積、職員の研修の実施、設置者と住民による点検・評価等の問題点について十分な検討が必要と考える³⁾」と述べている。このように、指定管理者制度について十分研究し、公立図書館に適用する際の問題点を明らかにしなければならない。だが、それ以外にも必要なことがある。

今、必要なことは、公立図書館の進むべき道を明らかにし、図書館長や職員を激励し、奮起を呼びかけることではないだろうか。

今、公立図書館の館長や職員は何をすべきだろうか。それは、指定管理者をめざす団体・企業の挑戦に応える準備を進めることである。

真に必要なサービスとは

まず公立図書館として真に必要なサービスとは

何かについて徹底的に討議し、それを市民と行政に明らかにしなければならない。そして、民間よりも優れたサービスを民間に負けないコストで提供するためのサービスと運営の方法を提案し、その実現に向けて努力しなければならない。

これまでの議論に見られる取り組むべき専門的サービスは、①すべての利用者への本の案内・レファレンスサービス、②それを基礎としてさまざまな主題の資料・情報を提供する地域支援サービス(行政支援、学校支援、市民活動支援、ビジネス支援の総称)、③サービスの利用方法を案内し、情報リテラシーを普及する利用者支援、④貸出サービスの管理である。①～③のサービスによって貸出利用者が増え、貸出の内容が充実する。

図書館サービスの見直しを

このような観点から、これまでの図書館サービスを点検しなければならない。例えば、リクエスト、児童サービス、障害者サービスの担当が置かれているのに、レファレンスサービスや地域資料の担当が置かれていない場合があるが、これでは図書館サービスとしてアンバランスである。このようなアンバランスを長年にわたって見過ごしてきたことを反省する必要がある。

図書館経営の工夫を

正規職員の半数程度の司書有資格者、あるいは、司書比率は低くても3～4人の司書有資格者がいる図書館では、工夫次第でかなりの専門的サービスができる。これまで、これらの図書館の司書が十分な力を発揮できなかったのは、図書館の在るべき姿が明確でなく、適切な職員配置が行われてこなかったためである。

司書職制度のある図書館では、これらの図書館よりもはるかに優れたサービスを提供することが

できる。司書職制度のある図書館の司書はそのようなサービスを提供する義務と責任がある。

正規職員の司書が行う専門的業務とそれ以外の業務の区分（いわゆる「切り分け」）、司書による専門的業務の担当、多様な種類の職員とボランティアによる多様な業務の分担、業務のマニュアル化、そして専門的サービスのための資料と職員の確保などの経営の改革が緊急の課題である。司書の少ない図書館では、非正規職員の大胆な活用を検討し提案すべきである。

専門的サービスについては、担当職員に必要な知識と経験年数を明らかにし、できる限りそれに沿うように職員を配置する必要がある。

合理化を逆手に取ろう

重要度の低い業務の合理化（非正規職員の導入）は避けられない。すでに業務の合理化は広範に行われている。合理化を契機とし、合理化を活用して、専門的サービスを実現・拡大すること、司書が専門的業務に専念することが求められている。

新しいサービスへの取り組みで知られている図書館がそのようなサービスを行うことができるのは、司書率が高く、司書の人数が多いためだけではない。非正規職員の導入によって、司書が専門的サービスに専念できるようになったためである。多くの図書館に不足しているのは貸出の業務量に見合った非正規職員なのである。

民間との競争に備えて

今後、指定管理者制度のもとで、公務員集団は民間団体や民間企業との競争を求められる。これは、公務員集団にとって、従来のぬるま湯の体質を打破し、アイデアやノウハウを交換・集積し、相互に切磋琢磨して自らの力量を高め、組織や運営を近代化する絶好のチャンスである。それと同時に、民間の団体や企業に対しては、雇用や労働条件の在り方を問う必要がある。

正規職員の司書は、業務の改善と合理化によって、コスト削減を図るとともに、自らの専門的能力をフルに発揮できる体制を作り、直営の図書館にしかできないサービスを実現するために奮闘すべきである。

司書の力量の発揮を

受託を希望する団体・企業の挑戦に応え、これ

まで蓄積してきた公立図書館司書の力量を発揮しよう。レファレンスデスク、本の案内（読書案内）デスクを設置し⁴⁾、レファレンス担当チームを編成し、レファレンス・情報発信サービスを行い、それを基盤に、自治体行政の各部局や地域の団体と連携して、地域支援サービス（行政支援、学校支援、市民活動支援、ビジネス支援）を積極的に展開しよう。そして、図書館の意義を広く利用者、住民、行政関係者に訴えよう。

自治体職員には、自治体の政策や地域のニーズの変化に応じた迅速な対応や改革が可能であり、自治体行政や地域の事情に通じているため、自治体の各部局や地域の団体との連携が容易である。

あらゆるきっかけを活用して、できることから取り組もう。突破口のひとつとして本の案内デスクや地域支援コーナーの設置がある。個々のサービスを始めるだけでなく、職員間での業務分担、基盤となるレファレンスサービスと担当職員の充実、地域支援の全面的展開の展望が必要である。自治体職員や議員に図書館の役割を理解してもらえないときは、行政支援サービス（例：横浜市中心図書館の庁内情報拠点化事業⁵⁾）が効果的である。

おわりに

このような改革ができるかどうか公立図書館の明日がかかっている。これからは、優れたサービス・運営能力を実証できたものだけが図書館を運営することができる。この1年半が勝負である。今こそ全力を尽くすべきときである。

注

- 1) 日本図書館協会「公立図書館の指定管理者制度と今後の取り組みについて」『図書館雑誌』98(9), 2004.9, p.668-669.
- 2) 葉袋秀樹「指定管理者制度の概要と参考文献」『図書館雑誌』98(11), 2004.11, p.858-859.
- 3) 中央教育審議会生涯学習分科会「今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告）」2004, p.13-14.
- 4) 葉袋秀樹「公立図書館における貸出カウンター業務の委託をどうとらえるか—直ちに読書案内・レファレンスサービス確立のための行動を」『図書館雑誌』97(3), 2003.3, p.150-153.
- 5) 桑原芳哉「横浜国立図書館「庁内情報拠点化事業」における事業の経過と資料提供・レファレンスの現状について」『現代の図書館』39(4), 2001.12, p.198-204.

(みない ひでき：日本図書館協会個人会員代表評議員・茨城県選出、筑波大学大学院図書館情報メディア研究科)
[NDC9：016.2 BSH：図書館(公共)]